

統計調査にみる家計～貯蓄編～ どのくらい貯めているの？

次に、二人以上の勤労者世帯の貯蓄(※2)について調べてみました。

※2 出典:「家計調査年報(貯蓄・負債編)平成28年(2016年)」(総務省統計局)

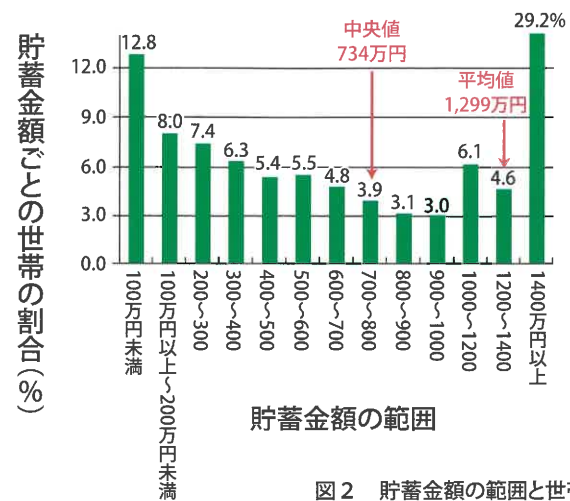


図2 貯蓄金額の範囲と世帯の割合

平均値は1,229万円と高額ですが、より実態に近いといわれる中央値は734万円で、この金額以上の世帯も以下の世帯も約50%となります。最も世帯割合が多いのは貯蓄100万円未満の世帯で12.8%です。

貯蓄の種類ごとにみると、定期預金や普通預金など現金化しやすいものが約60%、生命保険などが約24%、株式や債券を始めとする有価証券が約12%と続きます。

統計の数値をみていかがでしたか。

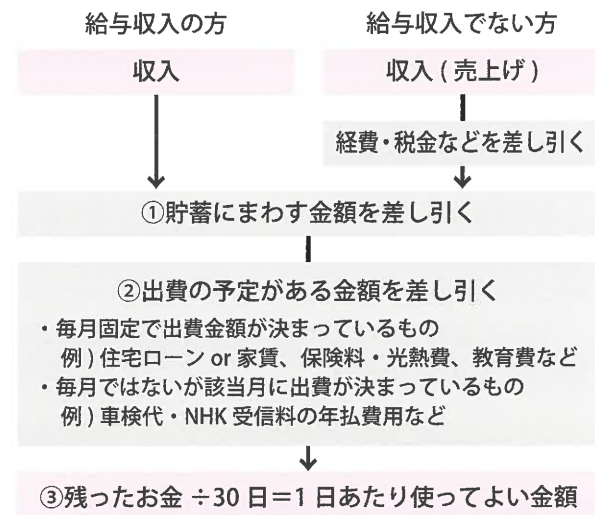
実際の家計では、「住宅ローンは毎月〇〇円」など金額が固定しているものと、一方で毎月、金額に変動があるものもあり、なかなか把握が難しいものですね。しかし、家計はしっかり把握しておくことが大切です。

まずは月々の家計の把握から

家計を把握する方法として、必ず月に一度はしておきたいのは「銀行口座の残高を確認する」「月々のクレジットカードの利用明細を確認すること」です。このとき、身に覚えのない引き落としやカード利用がないかも必ず確認を。



さらにより良い家計管理を行うため、1ヶ月の収入の範囲内で支出を管理することが大切です。ここでは1ヶ月の家計をやりくりする基本的な方法の一例をご紹介します。月に一度この作業を行うと家計を管理しやすくなります。



家計には色々なことで出費がありますが、この方法で一日に使える金額をおおまかに把握し、意識して買い物をするだけでも、家計には変化があるはずですよ。

家計改善のためにできること

固定費を見直して減らす

- ・生命保険: 余分に加入していないか、必要のない保障は減らせないか。
- ・光熱水費や携帯電話の通信費: 節約できないか、より金額の安いプランや契約先はないか。(ただし、契約内容をしっかり確認する)

収入を増やす

例えば、「収入は夫の給与のみ、妻が就労できるが現在は就労していない」という場合、月数万円など夫の扶養から外れない範囲で働くことでも、家計は改善します。(詳しくは下のコラムを参照してください)

支出を減らす

少しずつの努力で支出は減らせます。

- ・外出時、自動販売機を使わずマイボトルを持参する。
- ・近くなら車を使わず自転車や徒歩で移動する。
- ・昼食は外食せず、夕食の残りをお弁当箱に詰める。
- ・気が乗らないランチや飲み会のお誘いは遠慮しておくなど。



番外: 資産運用について

将来の家計を改善するために資産運用、つまり、株式の購入などの「投資」という方法もあります。家計調査における高齢世帯の収支データによると、年金だけでは生活資金が足りないのが現状です。特に若い世代の方は、老後までの長い時間を活用して、老後のための資産形成のひとつとして資産運用を取り入れると良いでしょう。

「つみたてNISA(ニーサ)」や「個人型確定拠出年金(iDeCo・イデコ)」など、税制優遇を設けた国の制度の活用も検討を。

ただし、投資などで大きな収入を得るには、専門的な知識と経験が必要です。投資に頼りすぎないように注意が必要です。

まとめ

忙しい毎日の中で、家計について考える時間はそう多くないと思います。他人とむやみに比べたり、常に家計について考える必要はもちろんありませんが、月に一度は家計を振り返る時間を持ちたいものです。

将来のお金についての不安を取り除けるような家計管理ができれば良いですね。

親子で読んでほしい 連載コラム その⑧ FPナフシーのお金のおはなし



伊丹市在住のファイナンシャルプランナー。
小4と小2の子どもをもつ母親。

今回は、子どものおこづかいについて、ご家族から多く寄せられる質問にお答えしていきます。

Q. 欲しいものが無いのか、おこづかいを渡しても貯めるだけです。本当におこづかいを渡す必要があるのでしょうか。(小学生の男の子のお母さんより)

A. おこづかいは大人になったときにお金と上手に付き合うための訓練です。子どもにおこづかいを使わせるよう工夫してください。



普段、子どもが必要なもの・欲しいものを親が買い与えている場合、子どもは欲しいものがほぼ手に入っています。そのため、いざおこづかいをもらっても子どもは買いたいものが無いので、貯めるだけという事はよくあります。

しかし、おこづかいは大人になってからお金を上手に使うための訓練です。貯める事も大切ですが、それが出来ているのならもう1ステップ、使うための訓練もさせてみましょう。

おこづかいを渡す時に親から「このお金は〇〇を買うためのお金だよ」と伝えて使わせましょう。我が家では、小学生の息子には鉛筆やノートなど学用品を、娘には100円均一ショップでファンシー雑貨を買わせることにしています。

税理士・社会保険労務士の丸山祐子さんに聞きました



平成30年から配偶者控除、配偶者特別控除の改正がありました。パートで働く主婦がよく意識する「103万円の壁」が「150万円の壁」になったのです。この「103万円の壁」や「150万円の壁」は、夫の所得税の計算をするときに配偶者控除または配偶者特別控除として控除できる金額の上限額が適用できる妻の年収を指しています。

つまり今回の改正によって、夫の給与収入が1,120万円以下の場合、パートで働く主婦が収入を103万円から150万円に増やしても今までと同じ控除上限額が適用されるということです。

では、パートで働く主婦が注意しないといけないのは、夫の税金の計算だけでしょうか。

図3を参照しながら注意点をみていきましょう。

コラム パートで稼ぐなら、いくらまで？(夫が会社員・妻がパートの場合)

- ①まずは、夫の会社から支給される配偶者(家族)手当などです。支給基準は企業によって異なりますが、妻の年収に制限を設けている企業も多いため、確認が必要です。
- ②次に、妻自身のパート収入にかかる税金です。収入にかかる税金は、所得税と住民税です。パート収入が、103万円以下であれば妻自身に所得税はかかりませんが、住民税はお住まいの地域によって基準が異なりますので、こちらも確認してみてくださいね。(伊丹市では100万円以上の収入で住民税がかかります)
- ③最後に、社会保険についてです。社会保険とは、健康保険や年金のことですね。パートで働く主婦は夫の扶養に入ること、妻の負担額はありません。社会保険にも税金と同じように基準があり、これが「106万円の壁」や「130万円の壁」と呼ばれているものです。どちらに該当するのかは、妻の勤務先や勤務形態によって異なりますが、要件に該当すると、妻が自分の勤務先で社会保険に加入する必要があり、社会保険料の負担によって実収入が減ってしまう場合もあります。充分に確認しましょう。

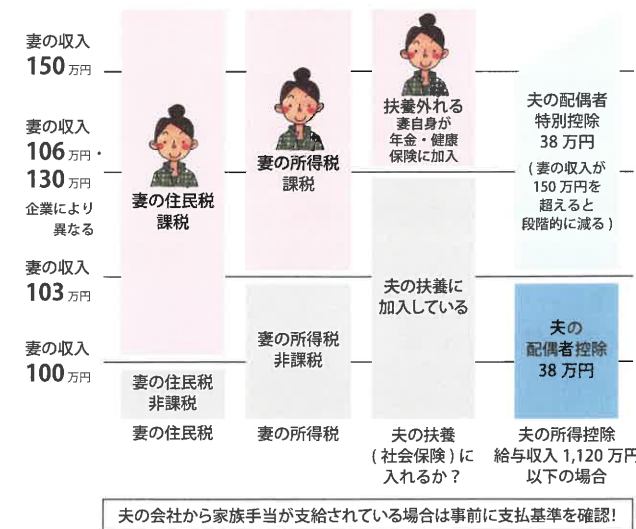


図3 パート収入と税金・社会保険・扶養